



Q1：なぜ学校の部活動を地域移行するのですか？

A1：少子化による生徒数の減少や、喫緊の課題となっている教職員の働き方改革の観点から、学校部活動の維持・継続は困難な状況となっています。そのため、持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境を地域全体で支える仕組みへ移行するものです。



Q2：部活動地域移行はいつから始まりますか？

A2：洲本市では、令和9年3月31日をもって現在の学校部活動を終了し、令和9年4月から「洲本市地域クラブ活動」を本格的に開始する方針です。なお、令和8年度中に要件を満たした一部の部活動については、段階的に先行実施による地域移行を検討することとしています。





Q6：「認定地域クラブ活動」と「その他の地域クラブ活動」の違いは何ですか？

A6：洲本市教育委員会が定める一定の要件を満たし、教育委員会が支援を行うために認定した団体を「認定地域クラブ活動」と呼びます。認定を受けないものの、生徒が活動を行う自主的な団体を「その他の地域クラブ活動」と区分します。



Q7：市内のどこにどんな地域クラブがあるのですか？

A7：活動種目・種別や活動場所を含めた地域クラブ活動一覧を、市のホームページを通じて公開し、更新していくことにしています。今後、各地域クラブへの連絡がとれるように、記載内容の追加、充実を図っていく予定です。





Q9：地域クラブではどのような人が指導を行いますか？

A9：地域の多様な人材（スポーツ指導者、文化芸術活動関係者など）が指導を行います。また、教職員が希望すれば地域の指導者として指導することもあります。なお、認定を求める地域クラブ対しては指導体制や危機管理体制の充実を図ることを求め、市のガイドラインとして周知していく予定です。



Q12：地域クラブへの入会は、年度の途中からでも可能ですか？

A12：原則として可能ですが、各クラブの受け入れ可能な人数や指導者の配置状況、安全面の配慮等により、団体ごとに途中入会の可否や条件や状況が異なる場合がありますので、具体的には各団体へ直接ご確認ください。





Q13：複数の地域クラブに掛け持ちで入会することはできますか？

A13：可能です。学校部活動の枠組みがなくなるため、個人のスケジュールや体調に無理のない範囲であれば、複数の異なる種目のクラブに所属して活動することができます。ただし、各クラブへの会費はそれぞれに必要となることに注意してください。



Q22：高校生になっても、同じクラブで活動続けることはできますか？

A22：各地域クラブの活動方針によります。洲本市の方針では「中学生に限らず、幼児・児童や大人も一緒に参加・所属対象とすることができる」とされているため、高校生の継続参加を認めている団体であればそのまま活動ができます。





Q8：現在の学校部活動がそのまま地域クラブ活動に移行されるのですか。

A8：現在の学校部活動が、そのまま地域クラブ活動に移行するものではありません。

学校部活動終了後は、地域クラブ活動を含めた「やりたい活動」を生徒自身が主体的に選択し、参加するための手続きなども各参加者で行ったうえで、活動に参加いただくことになります。



Q19：学校は、生徒がどの地域クラブに所属しているかを把握しているのですか？

A19：学校教育課と学校の連携により、児童・生徒の見守り（健全育成への寄与）の一環として、必要に応じた情報共有や積極的な活動状況の確認が行われる予定です。

ただし、部活動のように担任や顧問が地域クラブへの出席状況を管理することはありません。





Q20：中体連の大会に地域クラブで出場する場合、学校の先生が引率するのですか？

A20：いいえ。地域クラブとして大会に出場する場合、引率や監督、手続きなどはすべて地域クラブの指導者や保護者が担うことになります。学校の先生が業務として引率することはありません。



Q21：定期考査の前や期間中は、地域クラブの活動はお休みになりますか？

A21：学校部活動ではテスト前の活動休止期間が定められていましたが、地域クラブは学校外の自主活動となるため、休止するかどうかは各団体が判断することになります。洲本市としては、引き続き生徒の学業への配慮を周知していきます。





Q14：市外へ転校した場合でも、所属していた地域クラブに残って活動を持続することはできますか？

A14：原則として可能です。洲本市では参加者の範囲を「島内全域とすることが望ましい」としており、市外在住者の参加を妨げていません。ただし、定員超過などの理由で「市内在住・在学者を優先する」という独自の規約を設けている場合は、各クラブの判断に従うことになります。



Q18：活動中は保護者が練習を見学したり、付き添ったりしなければなりませんか？

A18：適切な指導体制の元、安全管理がなされていれば、保護者の付き添いがなくても活動は成立しますので必ずしも必須ではありません。ただし、幼児や低学年の児童と一緒に活動するクラブや、緊急時の対応など、各家庭とクラブの間で連絡が取れる状態にしておく必要があります。

